

# 山口県基地関係県市町連絡協議会 設立総会次第

日時：平成23年5月17日（火）午後2時

場所：県庁4階 共用第1会議室

## 1 開 会

## 2 開会あいさつ 山口県知事 二井関成

## 3 議 事

第1号議案 山口県基地関係県市町連絡協議会の設立について

第2号議案 規約及び役員（案）について

第3号議案 平成23年度事業計画及び収支予算（案）について

## 4 その他

## 5 閉 会

# 山口県基地関係県市町連絡協議会設立総会

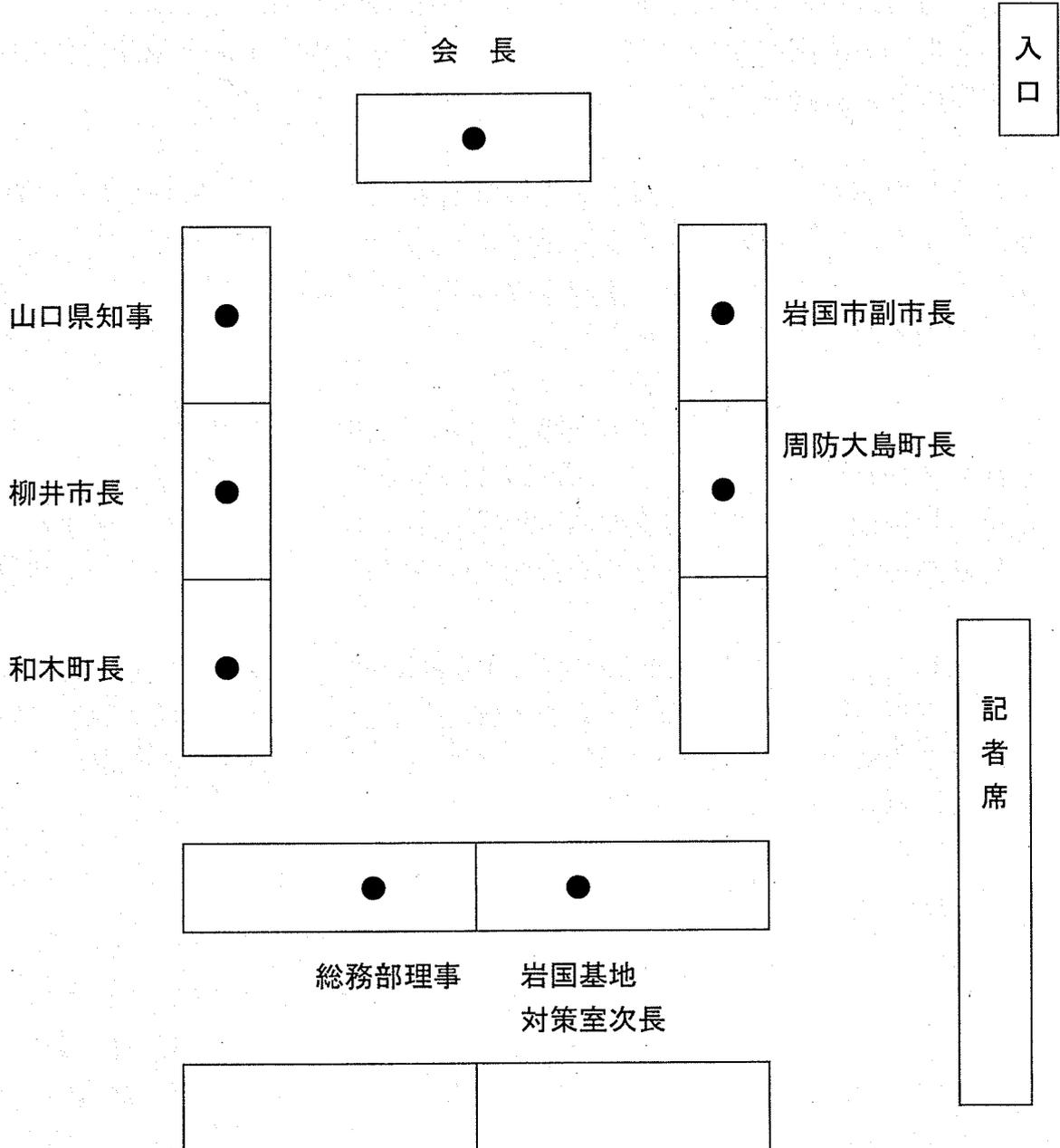
## 出席者一覧

所属・役職	氏名
山口県知事	二井 関成
岩国市副市長	白木 勲
柳井市長	井原 健太郎
周防大島町長	椎木 巧
和木町長	古木 哲夫

# 山口県基地関係県市町連絡協議会設立総会 配席表

日時：平成23年5月17日（火）午後2時

場所：県庁4階 共用第1会議室



## 第1号議案

### 山口県基地関係県市町連絡協議会設立趣意書（案）

岩国基地を抱える県や周辺自治体は、国の外交・防衛政策を尊重し、これに協力する一方で、住民の安全と平穏な生活を確保する立場から、これまで「岩国基地沖合移設促進期成同盟会」を組織し、基地周辺の安全性の確保と騒音緩和を図るため、滑走路の沖合移設を求めてきました。

こうした運動の結果、平成22年度末をもって、長年の悲願であった沖合移設事業が完了し、住民の安心・安全の確保に向け一定の成果が得られたところですが、航空機騒音、事故への不安、米軍人等による犯罪など、基地に起因する諸問題がすべて解決したとは言えません。

また、平成18年5月、空母艦載機の厚木基地からの移駐を含む、「再編実施のための日米ロードマップ」が日米両国政府間で合意されたところであり、岩国基地を巡る状況は、沖合移設事業開始当初とは大きく変わっており、基地周辺住民の不安解消や理解の促進を図るための取組を今まで以上に進めていくことが重要です。

こうしたことから、関係自治体がより緊密に連携、協力しながら、国等に対して、地元の実情に即したきめ細かな安心・安全対策や、地元の負担と協力に見合う地域振興策を求めるなど、基地に起因する諸問題の解決を図る取組を進めるため、ここに「山口県基地関係県市町連絡協議会」を設立します。

平成23年5月17日

山口県知事	二井 関 成
岩国市長	福 田 良 彦
柳井市長	井 原 健太郎
周防大島町長	椎 木 巧
和木町長	古 木 哲 夫

## 第2号議案

### 山口県基地関係県市町連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、山口県基地関係県市町連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、基地に起因する諸問題について、山口県（以下「県」という。）並びに岩国市、柳井市、周防大島町及び和木町（以下「関係市町」という。）が密接に連携し、相互に協力してその解決を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）要望活動に関すること
- （2）調査研究に関すること
- （3）その他目的達成に必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、県及び関係市町の長をもって組織する。

（役員）

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
  - （2） 副会長 1名
  - （3） 監 事 1名
- 2 会長は県知事とする。
  - 3 副会長は岩国市長とする。
  - 4 監事は、総会において互選する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会務を監査する。

（監事の任期）

第7条 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(総会)

- 第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議長及び定足数)

- 第9条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。
- 2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
  - 3 総会に出席できない会員で、代理者に表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議決事項)

- 第10条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 事業の計画及び報告に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 規約の改正に関する事項
  - (4) その他会長が必要と認める事項

(幹事会)

- 第11条 協議会の下に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、協議会の運営に関する調整事項を処理する。
  - 3 幹事は、県総務部岩国基地対策室次長及び関係市町の基地担当課長をもって充て、幹事長は県総務部岩国基地対策室次長とする。
  - 4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務局は、県総務部岩国基地対策室に置く。
- 2 県総務部岩国基地対策室次長を事務局長とする。

(会計)

- 第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 協議会の経費は、県及び関係市町の負担金並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

(補則)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

役 員 (案)

会 長      山口県知事      二 井 関 成  
副会長      岩国市長      福 田 良 彦

監 事      柳井市長      井 原 健太郎

第3号議案

平成23年度事業計画（案）

- 1 山口県基地関係県市町連絡協議会設立総会・幹事会の開催
- 2 国等に対する要望活動等（平成23年7月頃を予定）

平成23年度収支予算（案）

1 収入の部

（単位：円）

項目	金額	備考
寄付金	301,816	旧岩国基地沖合移設促進期成同盟会からの寄付金 (H23.3.31解散)
計	301,816	

2 支出の部

（単位：円）

項目	金額	備考
要望活動費	40,000	要望書作成経費等
事務費	10,000	総会、幹事会開催経費等
予備費	251,816	
計	301,816	